

第1回世羅町下水道事業経営審議会 会議録

日時 令和8年9月28日（月） 13：30～15：30

場所 世羅町役場 本庁2階 第1会議室

出席委員 尾崎会長、山口副会長、垣内委員、吉本委員、上野委員、薮花委員
本郷委員、西谷委員、高橋委員

事務局 広山上下水道課長、畠中上下水道係長、小林主任

内容

- 1.開会
- 2.町長あいさつ
- 3.委員紹介
- 4.審議会について
- 5.会長及び副会長の互選
- 6.諮問
- 7.審議事項
- 8.事務連絡
- 9.閉会

配布資料

- 【資料1】世羅町下水道事業経営審議会委員名簿
- 【資料2】世羅町下水道事業経営審議会設置要綱
- 【資料3】諮問書（写）
- 【説明資料】世羅町下水道事業経営審議会（第1回）
- 【参考資料】下水道事業区域図（公共下水道、農業集落排水）

概要

1. 開会

2. 町長あいさつ

3. 委員紹介

4. 審議会について

事務局から審議会についての説明。

5. 会長及び副会長の互選

会長に尾崎委員を選任

副会長に山口委員を選任

6. 諮問

奥田町長から尾崎会長へ諮問書を交付。

7. 審議事項

(事務局)

【説明資料】に基づき世羅町下水道事業の経営状況、課題について説明。

(委員)

公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水とあるが違いがあるのか。

(事務局)

公共下水道及び特定環境保全公共下水道（以下「下水道」という）は国土交通省の所管で、農業集落排水は農林水産省の所管となっており、制度上分かれている。各家庭からの排水を集めて処理することについては全く同じである。

(委員)

合併浄化槽設置に関する補助事業があるが下水道と農業集落排水の区域内についてどのように取り扱っているのか。

(事務局)

下水道並びに農業集落排水の整備が完了している区域については合併浄化槽に関する補助事業は行っていない。

(委員)

5 ページの決算概要は収益的収支で資本的収支は入っていないということによいか。

(事務局)

ご指摘のとおり。

(委員)

農業集落排水の処理施設は資産取得から 26 年ほど経過しているが、減価償却費としてどの程度計上できているか。

(事務局)

手元に数字を持っていないが半分以上は減価償却が進んでいる。

(委員)

6 ページの財源の繰延収益について、固定資産の取得の際に受け取った補助金などとあるが、いつか枯渇するのか。受益者負担金もここに入るのか。

(事務局)

施設整備の際の国庫補助金、受益者負担金などを繰延収益として計上している。整備が完了した施設については減価償却が発生するので使用期間に応じて減価償却費として費用計上している。繰延収益に計上しておいたものを減価償却に見合う形で収益化していくという処理をしているので、減価償却が減ると同じように繰延収益についても減っていくことになる。

(委員)

過去には下水道と農業集落排水は別々の会計であったが公共下水道会計に一本化した。料金の算定方法の違いから、25 ページにあるように下水道は県

内でトップクラスに料金が高く、27 ページにある農業集落排水が一番低い位置にある。会計内の差について今後は正していく必要性を考えているか事務局に問う。

(事務局)

下水道は公営企業会計という複式簿記の会計方法で事業を行ってきた。農業集落排水については特別会計という単式簿記の会計方法で事業を行っていた。令和6年度から2つの事業を公営企業会計として1つの会計に統一した。2つの料金計算方法を1つの会計の中で行っているので、これの解消についてご審議いただきたい。

(委員)

農業集落排水は供用開始したときに上水道の未普及世帯が多く、当時の状況から人頭制で使用料を決めたと推測するが平成12年4月以降で改正はあったか。当時から考えると物価とともに経費も上がっている。基本料金については今後協議していくとして、従量制へ移行することで負担の公平性が確保できるのではないか。

(事務局)

料金改定は消費税率の改定以外行っていない。上水道の普及状況は、現状大部分のご家庭で利用いただいているので人頭制から従量制への移行について大きな支障はないと考えている。

(委員)

人頭制と従量制の両方を採用している自治体があるが1つに出来ていない理由があるのか。

(事務局)

各自治体の事情を把握しきれていないが、27 ページに示しているとおりの人頭制を採用している事業は少なく、従量制へ移行する傾向がある。

(委員)

下水道の場合でも上水道以外を使用している場合があるようだが、仮に3人世帯であればどのように算定するのか。

(事務局)

水量が計算できないので世帯人数によって水量を設定している。1人世帯で10 m³、2人で15 m³、3人で20 m³と1人当たり5 m³を加算している。

(委員)

同じ3人世帯でも下水道の4,950円と農業集落排水の3,300円と大きく金額が違うのですね。

(事務局)

ご指摘のとおり。

(委員)

県内での比較というのは当然重要であると思うが、全国でいうと類似団体があると思う。類似団体との比較を示してもらいたい。

(事務局)

次回の審議会の際に資料提供する。

(議長)

「使用料収入の減少」「異なる使用料体系の混在」「一般会計の基準外繰入れ」これらの解決を目指すため、使用料の見直しが急務であると課題認識し審議のまとめとする。

(各委員)

異議なし